

注 文 書

- 1 契約番号 2026000018
- 2 件 名 自家用電気工作物保安管理業務（大崎市図書）
- 3 場 所 大崎市古川駅前大通四丁目2番1号
- 4 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 別添書類
- (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書
- 6 担 当 課 教育部 図書館

自家用電気工作物保安管理業務（大崎市図書館）仕様書

この業務は、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項に規定する「保安管理業務」を委託するものである。

1 業務名 自家用電気工作物保安管理業務（大崎市図書館）

2 所在地 大崎市古川駅前大通四丁目2番1号 大崎市図書館

3 対象電気工作物

(1) 需要設備

ア 設備容量	1,000KVA
イ 受電電圧	6,600V
ウ 太陽電池発電	20KW

(2) 非常用予備発電装置

ア 発電機定格容量	130KVA
イ 発電機定格電力	200V

4 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※ただし経済産業省への届出は契約締結後速やかに行うこと。

5 受託者の資格等

受託者は電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に適合すること。

6 業務の内容

受託者が実施する保安管理業務（点検・測定・試験）は、次により、別表1のとおり行うものとする。

なお、報告に際して経済産業省令で定める電気設備基準に適合しない事項がある場合は、受託者に必要な指示または助言を行うこと。

(1) 点検等業務

ア 点検の種類

(ア) 月次点検は絶縁監視装置を設置し2か月に1回行うこととし、施設の運転中に行う点検、測定及び試験で経済産業省告示第249号に基づくものとする。

(イ) 年次点検は主として、施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいい、点検実施回数は毎年1回行う。ただし、停電困難な場合にあっては、協議により施設の運転を停止せずに点検を行う。

(ウ) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいい、必要に応じて行う。

(2) 電気事故・故障で電気工作物に異常が発生した場合の対応

電気工作物に異常が発生し、または発生するおそれがある場合は、応急措置の指示及び事故原因の探求並びに再発防止のための対策について指示及び助言を行うこと。

また、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うように指示するとともに、事故報告の作成及び手続について助言等の協力をすること。

なお、事故発生時の緊急出勤は休日、夜間に関わらず行うものとし、電気故障（事故）の発生の連絡を受けた場合、原則として120分以内に事故発生場所に到着し対応すること。

なお、これに伴う経費は受託者の負担とする。

(3) 立入検査の立会い

電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いについては、その都度委託者の通知に基づいて受託者が検査員を派遣して立会うものとする。

(4) 設備の特殊性のため点検できない場合の措置

以下の例示する業務が発生する場合は、委託者が専門業者に依頼して点検を実施するので、受託者はその監督・指導・助言を行う。

- ア 建築基準法に規定に基づき、一級建築士等の検査を要する設備
- イ 消防法の規定に基づき、消防設備士の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等
- ウ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- エ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(5) 業務報告

受託者は各点検業務が終了したときは、点検月の翌月までに点検結果を書面にて報告すること。報告書は3年間保管すること。

(6) 経済産業省への申請、届出

受託者は契約締結後、速やかに手続き書類を作成し、関東東北産業保安監督部東北支部に提出するものとする。

この申請が申請後1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、または取り消しになった場合は、委託者は一方的にこの契約を解除することができるものとする。

なお、申請、届出に係る費用はこの業務に含むものとする。

受託者が引き続き前年と同一の者である場合はこの申請は、届出は必要ないとものとする。

7 委託料の支払い方法

月末請求とし、翌月払い

8 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

(1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

9 暴力団の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

10 その他

この仕様に定めのない事項に関しては、契約後、委託者、受託者協議の上決定する。

別表1 点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備等

電気工作物	点検項目	月次 点検	年次点検		臨時 点検
			A	B	
受電設備 (含む二次変電設備)	責任分館となる開閉器、引込線等、電線及び支持物ケーブル	外観点検	○	○	必要な都度
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要な都度
	絶縁抵抗測定		○	○	
	継続器の動作試験		○	○	
	継電器との結合動作試験		○	○	
	絶縁油の点検・試験			○	
	内部点検	必要な都度			
断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、その他高圧機器	外観点検	○	○	○	必要な都度
	絶縁抵抗測定		○	○	
変圧器	外観点検	○	○	○	必要な都度
	絶縁抵抗測定		○	○	
	漏えい電流測定		○	○	
	絶縁油の点検・試験			○	
	内部点検	必要な都度			
配電盤	外観点検	○	○	○	必要な都度
	電圧・電流測定	○	○	○	
	観察点検		○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
	継電器動作試験		○	○	
受電室建物(キュービックの金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要な都度
接地装置	外観点検	○	○	○	必要な都度
	接地抵抗測定				

電気工作物		点検項目	月次 点検	年次点検		臨時点検
				A	B	
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準じる	同左	同左	同左	必要の都度
電気使用場所の設備	電動機、電熱機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置	外観点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	必要の都度
非常用発電装置	原動機及び付属装置	外観点検 保護装置動作試験 始動運転試験	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	必要の都度
		外観点検 発電電圧・周波数等測定 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	必要の都度
		受電設備に準じる	同左	同左	同左	必要の都度
	接地装置・ 開閉器・遮断器・配電盤発電設備の建物・室キュービクルの外箱					
	太陽電池 (モジュール・アレイ)	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	必要の都度
		外観点検 観察点検	○ ○	○ ○	○ ○	
		外観点検 観察点検	○ ○	○ ○	○ ○	
		受電設備に準ずる		○	○	
指示計測	遮断機、開閉器、変圧器、 接地装置、その他電気機器類	運転・停止表示の有無 発電電力・発電電力量	○ ○	○ ○	○ ○	

- ・年次点検Aは毎年1回以上行うものとする。
- ・年次点検Bは3年に1回以上行うものとする。

自家用電気工作物保安管理業務（大崎市図書館）

参考明細書

参考明細書